

包材の必要性と価値の周知、 適正価格の実現を

北海道グラビア印刷協同組合
代表理事 若狭博徳



2024年2月14日、世間はバレンタインデーであります。全くご縁の無い小生は春を感じる温暖な日和に昼間から睡魔との闘いがあります。先日の2月6日は関東に8センチの大雪が降り、各メディアが“それはもう大変です”状態の報道をしています。交通インフラはその機能を失い、様々な影響が出ていると…。でも、インタビューを受けている都民は意外と冷静に見えました。全グラの定例会および賀詞交歓会が行われたのが1月12日で、その翌日北海道へ帰宅した私は思わず呆然としました。自宅近隣では一晩で80センチを超える降雪!!

いつも思うことですが、メディアは常に首都圏のニュースが中心で、かつ首都圏の方の目線や感性にて報道されております。当たり前のことですが、昔も今も変わらないように思います。それに比べ、80センチの降雪でもパニックにならない道民。あり得ませんが、首都圏にて同様の降雪をしたらどのようなことになるのでしょうか？ それこそパニックでしょうね。

地球の温暖化は海水温度を上昇させ、それが原因で厳寒期の降雪量が今後増えるかもしれない旨の専門家の意見がありました。関東にも大雪の時代が来るのかもしれませんが。

我々が動じないのは慣れなんかじゃありません。備えがあるからです。勿論、感覚的な慣れはというものがあるとは思いますが…。車にはスタッドレスタイヤ、降雪用ワイパー、大きなヒーターに大きな発電機とバッテリーがあります。

電車には耐雪用装備が様々な部分にて搭載されております。レールにもヒーターが仕掛けられております。また、住宅をはじめとする建築物も降雪による耐荷重性や断熱効果の高い構造の採用など、何一つとっても高額な備えを余儀なくされているからに他ならないのです。

札幌市の平均賃金は2023年で335万円程です。その中で地方税は他県との比較でも高額であります。自治体も市民生活の確保に必要な経費（除雪および排

雪、各機械の維持管理とそれぞれのオペレーター確保の経費等を含むそのほかの経費) が重くのしかかるためです。

そんな環境ですから、道民生活の質は豊かさを感じるまでには大きく隔たりがあるものと考えております。意外と低い所得でありながら生活に必要な経費は物凄く多岐にわたり、しかも高額です。

今年の政府方針、春闘等、さらなる賃上げ要求はとても大きな幅のようです。世界的に見たら当然のことでしょう。とりわけ、道民の生活水準を引き上げるためにはプラスαを乗せて考えなくてはならないでしょう。つまり、これまで以上かつ全国対比でもそれ以上の、所謂儲けが必要になると思います。しかし、現実には早期に起こる人口減少など、逆行する心配ネタばかりです。このマイナス思考から如何に早く脱却するかが、近未来の分かれ道なのではないかと考えております。

話は変わりますが、北海道民は全国に対比して環境意識が比較的薄いと言われます。そんな環境ですから、我々が製造する包装用フィルム等への関心なんて皆ほとんどありません。

組合の代表として、微力ながら少しでもこの業界を知っていただけるのかを試すために、昨年末、北海道のFMステーションの中で経済系の番組に2週続けて出演し、放送されました。我々の仕事内容と社会の中での必要性和価値をお話ししました。そこで相手のパーソナリティの方が主婦でもあったこともあり、毎日何某かの包材を利用している現実から非常に興味を持って話が展開していきました。収録と放送を終えて感じたことは、今後も機会があれば我々の仕事が食のインフラとして社会に貢献していることなどの周知活動も必要なかなと感じた次第です。

GPJAPAN 3月号が皆様のお手元に届く頃、私は札幌のコミュニティFM（生放送です）に再度登場し、今一度、前回伝えきれなかったことなどを広く伝えるべく、お話をしようとしています。

最後に物の価値と価格。我々の製造する包装用フィルムの本来の適正価格はどのくらいなのでしょう？ 他の産業の方々と意見を交えてみましたが、勿論、業種にもよるのでしょうが、製造原価の数倍から数十倍で値付けされているものもありました。対する我々は日常消耗品でもあり、その機能性に対比して安価に値付けされているような気分でした。インフレ社会を鑑み、すべての物価上昇に耐え得る高収益性を皆さんと共に実現したいものです。

本当に微力ながら我々の業界のことを一般の社会に少しでもご理解いただき、業界発展の一助になればという願いと想いを込めて。

5月23日開催、第10回グラビア基礎講座

ーグラビア印刷の基礎からトラブル対処までー

(一社)日本印刷学会 技術委員会グラビア印刷技術研究会は、このたび第10回グラビア基礎講座として、フィルム(基材)、機械、製版、インキにおける基礎(原理・用語解説)からトラブル対処について勉強する企画を開催いたします。Webによるオンラインセミナーとして全国どこからでも参加できる企画となっており、印刷に携わって2年目以降の方がステップアップを目指すのに適した講演となっています。

講演の要旨集はデータ配信いたします。また、講義中の質疑応答に返答できなかったものは、後日講師が回答を配信させていただきます。皆様のご参加をお待ちしております。

主催：(一社)日本印刷学会 技術委員会 グラビア印刷技術研究会

協賛：関東グラビア協同組合、全国グラビア製版工業会連合会

日時：2024年5月23日(木) 13:30～16:30 (13:00より配信開始)

開催：オンライン開催 (Zoom ウェビナー開催)

プログラム

13:30～13:40	開会の挨拶／諸注意／包装概要
13:40～14:15	1.「グラビア印刷時のフィルムの取り扱いに関する留意点」(35分) ユニチカ(株) 大葛貴良
14:20～14:55	2.「グラビア印刷機の基礎」(35分) 富士機械工業(株) 西村高博
15:00～15:35	3.「グラビア製版の基礎」(35分) 東洋 FPP (株) 松崎徳治
15:40～16:20	4.「グラビアインキの基礎、印刷時のトラブルシューティング」(40分) サカタインクス(株) 森田健文
16:20～16:30	質問への対応／閉会の挨拶

定 員：200名(定員になり次第締切)

申込締切：2024年5月15日(水)

参加費：正会員・協賛団体会員 4000円(協賛団体：関東グラビア協同組合、全国グラビア製版工業会連合会)、非会員 6000円、学生・教職員 1000円

※視聴される方1名あたりの費用です。複数の方が同一PC等から参加する場合も、申込者とメールアドレスを同じにして聴講者ごとに人数分のお申込みをお願いいたします。

申込方法：ホームページから該当する催事参加申込フォームに必要事項を記入して送信下さい。

トップページ→What'sNewの催事ご案内→[詳細]→申込方法：⇒申込フォーム URL：
<http://www.jspst.org/generateApplicationForm.cgi>

連絡先：(一社)日本印刷学会事務局

〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8

TEL：03-3551-1808 FAX：03-3552-7206 E-mail：nijspst-h@jspst.org



㈱ヒューテックが開発した「欠点視認装置」。ウェブの全幅を撮影できるように、カメラを複数台並べ、LED 光源を最適に配置した一体型のユニットで、同社の印刷面検査装置「EasyMax.GS+」下流の2.4~3m 地点に設置し、印刷面検査が捉えた欠点を、再度、鮮明な画像に撮り直すものだ。詳細は本文13頁を参照

CONTENTS

巻頭言 包材の必要性和価値の周知、適正価格の実現を ①

北海道グラビア印刷協同組合 代表理事 若狭博徳

5月23日開催、第10回グラビア基礎講座 ーグラビア印刷の基礎からトラブル対処までー ③

組合員・単組の近況

- 関東グラビア協同組合 定例理事会 地震被害、育成就労制度、
物流の2024年問題など最新情報を共有 ⑥
- 関東グラビア協同組合青年部 「新春山口教授セミナー」報告
報告者：(株)精工 堀尾人志 ⑩

業界・官公庁 Information

- 中小企業庁 中小企業者等向け支援策ガイドブック ver.01を公開中 ⑧
- 印刷インキ工業会 「物流の2024年問題」対策への御協力依頼について ⑨
- 経済産業省 令和6年能登半島地震の影響を受けている下請中小企業との
取引に関する配慮について ⑱

賛助会員の話題

- ヒューテック 軟包装グラ印刷物の欠点を鮮明にする『欠点視認装置』
“良・不良”画像判断時のオペレーターの負荷軽減 ⑬

Data Watch 2023年11月データ ⑳

紙・プラスチック・ゴム製品統計月報に見る包装印刷 2023年12月... ㉘

GP 認定制度申請についてのお願い 32

GP 工場認定制度無料説明会のご案内 34

JFPI

日本印刷産業連合会

「オフセット印刷」「スクリーン印刷」サービスのグリーン基準を改定 36

第56回 GP 工場交流会

GP 表示を継続・拡大するために PMF で活動の成果を上げる 41

Packaging

TOKYO PACK 2024 第30回展を10月23日より開催 38

日本商工会議所・東京商工会議所

中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査、65.6%が人手不足実感、

賃上げ実施予定は6割超 44

Information

三井化学東セロ、ISCC PLUS 認証取得、マスバランス方式PE系フィルムの

製造・販売 12

帝国データバンク、年間の値上げ1.5万品目前後、緩やかな値上げペース続く ... 17

藤森工業と森永乳業、「森永はぐくみ 液体ミルク」で「ワールドスター賞」

「アジアスター賞」受賞 35

新星コーポレーション、抗菌抗ウイルス水性ニス「Lock 3」が大日本図書の教科書に採用 ... 37

カナオカ、藤森工業並びにフジモリプラケミカルの一般包装事業等における

製造・販売事業等の譲受について 48

GPJAPAN は全国グラビア協同組合連合会が発行する機関誌です。年間購読料は送料込みで15,000 円＋税です。

購読および広告出稿を希望される方は、
全国グラビア協同組合連合会まで。
e-mail:zenkoku-grv@utopia.ocn.ne.jp



発行：2024 年 3 月 10 日

発行人：田口 薫（全国グラビア協同組合連合会会長）

発行所：全国グラビア協同組合連合会

〒130-0002 東京都墨田区業平1-21-9

あさひ墨田ビル

TEL.03-3623-4046、FAX.03-3622-1814

編集スタッフ：袖山高明（全国グラビア協同組合連合会専務理事）

渡邊富美子（同事務局）、酒井由香（同）

編集協力：(株)加工技術研究会

印刷：(株)DI Palette

© 全国グラビア協同組合連合会 2024

落丁・乱丁はお取り替えます。GPJAPAN の無断複写・複製・転写・転機は、著作権法で認められているケースを除き、禁止されています。また、磁気・光磁気媒体等への記録することは禁止します。

組合員・単組の近況

関東グラビア協同組合 定例理事会

地震被害、育成就労制度、物流の 2024 年問題など最新情報を共有

関東グラビア協同組合（吉原宗彦理事長、東京加工紙㈱）は 2024 年 2 月 15 日（木）午後 3 時より定例理事会を開催した。当日は、吉原理事長、安永研二副理事長（東包印刷㈱）、山下雅稔副理事長（㈱巧芸社）、川田雄治理事（トーヨー加工㈱）、千田 敦理事（㈱東京ポリエチレン印刷社）、諸石武士理事（日本パッケージング㈱）、福島 潤理事（㈱東和プロセス）、田口 薫最高顧問理事（大日本パッケージ㈱）、袖山高明専務理事の 9 名が組合事務所から、橋本 章理事（橋本セロファン印刷㈱）、村野 剛理事（信和産業㈱）、柴田里香理事（弁護士）、岸本一郎監事（㈱カナオカ）、佐藤裕芳監事（㈱千代田グラビヤ）の 5 名が Zoom 経由にて、計 14 名参加での開催となった。

カナオカによる藤森工業・FPC の製造・販売事業等の譲受について

吉原理事長の挨拶に続き、1 月 16 日に発表された㈱カナオカホールディングスによるフジモリプラケミカル㈱（FPC）春日井工場の食品包装事業等およびこれに関する藤森工業の販売事業に関する吸収分割承継会社の株式を 100%譲り受けることで合意した件について、Zoom で出席していた岸本監事（㈱カナオカ 常務）より説明があった。

能登半島地震の影響と被害状況

北陸グラビア協同組合傘下 10 社の被害状況報告と、社名非公表にて全グラに連絡のあった組合員企業の富山工場が多大な被害を受けたと袖山専務理事が報告した。

北陸グラビア協組並びに被災企業に対しては、8 頁で紹介している中小企業庁の「中小企業者向け支援策ガイドブック」の配信と、各地区商工会並びに商工会議所を通じて助成金の申し込みを開始した旨の通知を済ませている。

関東グラビア協組決算予想

昨年対比で 1 月末実績および 2～3 月予測により、最終予測は昨年同等の経常利益金額になるであろうとの報告があった。

6月7日開催の第54回全グラ九州総会

すでに各単組宛に配信されている九州グラビア協組事務局からのアンケート要請と、関東グラビア協組より参加者7名（内6名全グラ理事・監事）の名簿が開示された。

日印産連関連

「ブランドデザイン 2030」PJ委員の吉原理事長より、第3回プロジェクト会議の様相と新たな産業の呼称を検討している件、産連の果たすべき役割（ミッション）について適正価格の浸透を図ることを第一義にすることや、GP大賞や環境表彰等の諸表彰制度の統合が話し合われていることなどの報告があった。

賛助会員の新規申込と退会

新たに熱技術開発(株)が賛助会員に、(株)T&K TOKAが退会との報告があった。

人材不足と最近の景況

出席者より、フィルムメーカーの決算短信資料を基に、総売上高こそほぼ当初の予想通りに推移しているが、軟包装に係る部分は増収減益で実質赤字ではないかということが発信され、昨今の景況について各理事から活発な意見交換があった。

「外国人技能実習制度」の廃止と「育成就労制度」「特定技能制度」

袖山専務理事より資料を基に報告、解説が行われ、特定技能職種に指定されない業種は新制度「育成就労制度」へ「技能実習制度」からの移行が難しいことや、報道記事を引合いに現在、分野等追加の検討が行われている対象業種などについて、現時点での最新の情報共有を行った。

質疑応答と意見交換

昨今の人材不足と景況減によるバランスが景気回復にて受注が増えた時には、人材面でのフル稼働ができない等の話が出た。

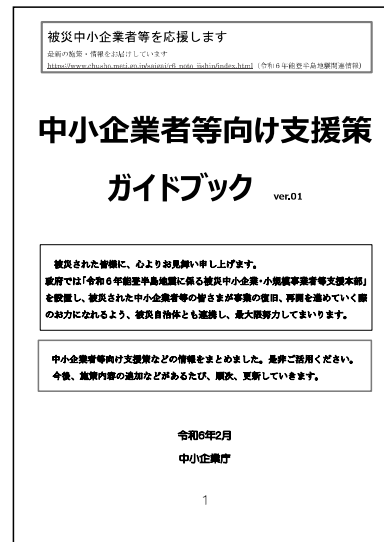
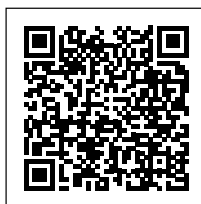
「物流の2024年問題」対策への協力依頼

最後に、印刷インキ工業会より全国グラビア協同組合連合会宛に提出された『「物流の2024年問題」対策への御協力依頼について』と題する書面の受領に関して、工業会の武井真一専務理事、同物流部会の畑中 健氏（大日精化工業(株)）、安達靖幸氏（サカタインクス(株)）、全グラの田口会長、吉原理事、川田理事、袖山専務理事の7名にて会合を行った内容について報告がなされ、今後の対応について理事会出席者全員にて意見を交換した。書面の内容は9頁に掲載しているので参照されたい。

中小企業庁

中小企業者等向け支援策ガイドブック ver.01 を公開中

中小企業庁では、令和6年能登半島地震に関して最新の施策や情報をまとめ、ホームページにて順次掲載、更新しています。「中小企業者等向け支援策ガイドブック ver.01」（2月時点）では、中小企業等が利用できる支援策資料をとりまとめ、下記のコンテンツで各種の支援策や相談窓口などを紹介しています。詳細は下記アドレスよりご確認ください。



https://www.chusho.meti.go.jp/saigai/r6_noto_jishin/dl/guidebook.pdf

コンテンツ

- ・ 特別相談窓口の設置
- ・ 各種資金繰りの申し込み、ご相談窓口
- ・ 被災中小企業者向けの当面の貸付業務について（政府系金融機関）
- ・ 令和6年能登半島地震特別貸付（日本政策金融公庫）
- ・ コロナ資本性劣後ローンの貸付金利の特例措置
- ・ セーフティネット保証4号（能登半島地震）（信用保証制度）
- ・ 災害関係保証（能登半島地震）（信用保証制度）
- ・ ゼロゼロ融資等のリスケ時の保証料補助
- ・ 伴奏支援型特別保証（コロナ借換保証）
- ・ 小規模事業者経営改善資金（能登半島地震）（日本政策金融公庫）
- ・ 小規模企業共済による貸付
- ・ 小規模事業者持続化補助金（災害支援策）
- ・ なりわい再建支援事業
- ・ 伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）
- ・ 下請取引に係る配慮要請について
- ・ 失業手当の特例について
- ・ 雇用調整助成金の特例（能登半島地震）
- ・ 国税の申告・納付期限の延長等について
- ・ 地方税の減免措置等
- ・ 被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ

（参考）令和6年能登半島地震にかかる災害救助法適用地域

令和 6 年 2 月

関係各位

「物流の 2024 年問題」対策への御協力依頼について

印刷インキ工業会

平素より、印刷インキ工業会の活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

物流は国民生活や経済活動を支える社会インフラですが、物流現場では担い手の不足が深刻化しており、労働環境の改善が急務となっています。このため、2024 年度からトラックドライバーへの時間外労働の上限規制等が適用されるなど働き方改革に向けた取組が進んでおりますが、労働時間削減のための具体的な対応が適切に行われなかった場合には、輸送能力が不足する可能性が懸念されています。 ※「物流の 2024 年問題」

物流需要は荷主による受発注により発生するものであり、出荷・入荷の条件決定には荷主が大きく関わっています。また、貨物の積みおろしに伴う長時間の荷待ち時間や、契約にない付帯作業への対応等の慣行が、トラックドライバーの長時間労働など、労働環境の悪化の一因となっており、**付帯作業を含めた「標準的な料金」の収受、荷積み・荷卸しに係る荷待ち時間の削減、共同輸配送などの効率的な輸送の実現には、荷主の積極的な取組が重要となります。**そして、この「物流の 2024 年問題」へ適切に対応することは、荷主業界団体・事業者の皆様ご自身の事業の安定性を維持することに加え、深刻な法律問題やレピュテーションリスクに発展する可能性をも排除することにも繋がるため、当工業会会員各社がそれぞれ対処すべき喫緊の課題であり、法令順守は各社に共通する最優先事項となります。こうした観点からも、安定的な物流を維持していくためには、荷主の協力による物流リソースの効果的な活用が不可欠であり、当工業会会員各社におきまして「ホワイト物流」自主行動宣言に基づいて、今後、適正な運賃・料金の収受、受注時間の前倒し、荷待ち時間の削減など、物流改善に向けた取組を一層重視し、より積極的に推進してまいります。

荷主業界団体・事業者の皆様におかれましては、別添資料をご参照の上、物流の効率化に向けた取組について、御理解・御協力をいただけますようお願いいたします。

【資料】

- トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン（厚労省、国交省、経産省、農水省）

<https://www.mlit.go.jp/common/001267339.pdf>

- 物流革新緊急パッケージ（内閣府）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/pdf/kinkyu_package_1006.pdf

- 運送委託者の方へのお知らせ（国交省）

<https://www.mlit.go.jp/common/001170941.pdf>

- 荷主のための物流改善パンフレット（厚労省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000462132.pdf>

- 「物流特殊指定」（公正取引委員会） ※物流事業者との取引における優越的地位の乱用を効果的に規制するために指定された、独禁法上の告示

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_buttoku.html

- ホワイト物流推進運動 持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

<https://white-logistics-movement.jp/wp-content/themes/white-logistics/docs/declarations/02729.pdf>



組合員・単組の近況

関東グラビア協同組合青年部

「新春山口教授セミナー」報告

報告者：(株)精工 堀尾人志

2024年2月5日（月）、関東グラビア協同組合青年部（原 卓実部長）は、東洋インキ(株)様（東京都中央区・京橋エドグラン）にて、毎年恒例となった“新春山口教授セミナー”を実施しました。コロナ禍も明け、昨年より対面開催としていましたが、思わぬ寒波の影響で関東地方では積雪となり急遽、会場とWEB オンラインセミナーでの開催となり、40名弱の会員が参加しました。



司会を務めた滝下副部（左）と原部長

2024年の景気は「弱気見通し」

2024年の景気は23年の12月をピークにそこから半年くらいは、ゆるやかに減速していく見通しである。その背景にあるのは世界銀行が出している世界景気が下降予測であること、実質賃金が下がり続けているため消費購買力が落ちていること、人手不足が深刻であることが挙げられる。これに対して反転シナリオは2種類あって、1つは春以降にアメリカ中央銀行が金利を下げ始めること

で投資をする企業が現れ、夏以降に景気が底打ちするというシナリオが考えられる。もう1つは人手不足に対して大企業の大幅な賃上げが実現し、消費購買力が増加、消費が活発化するというシナリオである。

今年前半の景気はスローダウンしていくが、大きく悪化して景気が悪くなる不況感がでるほどではない。

中小企業が減ってきている構造的要因

景気がそんなに悪化しているわけでは無いにもかかわらず中小企業が減ってきている背景には、下記要因がある。

- ・『労働規制の強化』により運送業界の時間外労働時間が960時間まで引き下げられた結果、14%の物、農産物・水産物に関しては30%の物が運べなくなる「2024年問題」

に対して、荷主企業は荷待ち時間を削減させる改善計画書を提出することを義務付ける法律が今年中に決まること

- ・『EV化』などの技術革新の進展によって部品の下請け機構が大幅減少し、中小企業が存在価値を失う可能性が高くなっていること
 - ・『高コスト化』の影響により、売上が増加しても利益が減少してしまうこと
 - ・『人手不足』により、仕事があっても受注できないこと
- 以上、4つの主な構造的要因の影響に対応していく必要がある。

キーワードは「再定義」

2024年問題の『労働規制の強化』を乗り越えるには、運送業は物を運ぶという発想ではなく、サプライチェーンの効率化に貢献できる企業になるというように事業コンセプトを立てなければならない。それは2024年問題が長時間労働を規制することだけではなく、物流を効率化して日本の産業力強化に繋げるという発想が根底にあるからである。

『EV化』により仕事が無くなるような下請け中小製造業の中には「営業担当者」を持たない企業もあるが、今後は自ら「顧客」を作り出せる「顧客創造企業」へと転換していかなければならない。そのためには市場の様々なニーズを探し当てる“臭覚”を持った「営業担当者」が必要である。さらに自社の技術や提案力をアピールできるプレゼン力も求められるため、「顧客創造企業」というコンセプトを持つ必要がある。

『高コスト化』については、「量」を追求する経営から高付加価値化を目指す「質」の経営へ転換が必要である。その際、追求すべき戦略上のターゲットは「独自性」である。企業は「独自性」を持つことで価格決定権を獲得でき、はじめて高付加価値なビジネスが展



セミナー会場の様子

開できる。

『**人手不足**』については、「多様化」「外部化」「快適化」がキーワードである。

「多様化」は女性、高齢者、障がい者、外国人など、多様な人材をうまく活用することによって『**人手不足**』を緩和し、生産性の向上を実現する。そのためには仕事の中身を細分化し、それぞれの人材が最大限その強みを発揮できるような仕事のあり方や職場環境づくりが求められる。

「外部化」はプラットフォームワーカーのような企業の枠に収まらない外部人材をどう活用するかということも非常に重要である。

「快適化」は、労働者が働きたいと思える快適な職場が作れるかどうかであるが、経営者からは本当の意味での快適な職場が見えていない可能性がある。

自分たちの仕事のあり方、会社の存在意義を抜本的に見直す『**再定義**』をしていかないと構造的要因を乗り越えてはいけない。

セミナーを通じて

「2024 年問題」「コストアップ」「人手不足」等、避けては通れない課題に対して具体的な事例をいくつも織り交ぜながら講義していただき、会員の皆様も課題解決のヒントを得たのではないのでしょうか。青年部の活動の中でも再定義をキーワードとし、業界を盛り上げていければと思います。

最後になりましたが、ご多忙の中、ご講義くださいました山口義行名誉教授、悪天候の中、会場まで足を運んでくださった会員の皆様に心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

i Information

三井化学東セロ、ISCC PLUS 認証取得、マスバランス方式 PE 系フィルムの製造・販売

三井化学東セロは、2024 年 1 月に国際持続可能性カーボン認証「ISCC PLUS 認証」を浜松工場で新たに取得し、マスバランス方式による PE 系フィルムの製造・販売を開始する。2050 年、カーボンニュートラルの実現を見据え、ISCC PLUS 認証取得を進め、マスバランス製品を拡充することにより資源循環型社会形成に貢献する。

同社 ISCC PLUS（マスバランス方式による製品認証）取得概要（2024 年 1 月 12 日時点）

認証工場	取扱製品	取扱製品の 카테고리
茨城工場	OP 全般、エルスマート	Bio・Bio-Circular・Circular
茨城工場 古河製造部	CP, T.A.F.	Bio・Bio-Circular・Circular
浜松工場	T.U.X	Bio・Bio-Circular・Circular

※取扱製品の詳細は同社営業窓口まで

ヒューテック

軟包装グラ印刷物の欠点を鮮明にする『欠点視認装置』

“良・不良”画像判断時のオペレーターの負荷軽減

パッケージに印刷された内容物表示の文字や数字が正確に判読できなかったり、ロゴに汚れや欠けがあったりしては、ブランドや商品価値の毀損につながってしまう。そこで、軟包装グラビア印刷の現場では、印刷機に欠点検査装置を搭載し、印刷物を全数検査し、事前に、不良箇所の流出を食い止めている涙ぐましい努力が行われている。しかし、万全を期すべく欠点検査装置の感度を上げ過ぎると、細かな印刷変化もNGと検出してしまうため、オペレーターが都度、画像を確認し、職長が最終判断を下している。だが、この判断作業はそう簡単ではなく、人手や時間のかかる工程となっている。働き手が集まらず、ベテランオペレーターの退職が相次ぐ印刷現場からは、検査作業の省力化や簡易化の声が上がっている。(株)ヒューテックは、こうしたニーズに応えるべく『欠点視認装置』を開発、リリースした。併せて、2023年9月19日(火)・20日(水)の両日、神奈川県川崎市にある第2本社で開催したプライベートショウにおいて披露した。

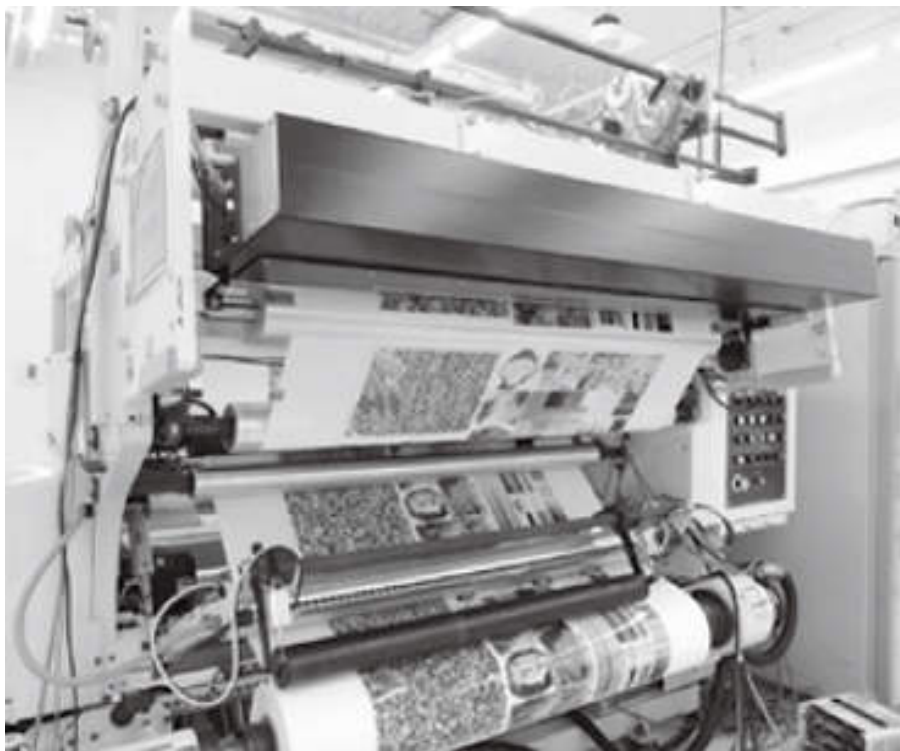
不鮮明な欠点画像が致命的欠点の流出を招く

ヒューテックは、軟包装印刷業界向けに、印刷面検査装置として『EasyMax.GS+』(旧モデルは『EasyMax.GS』)を製造販売しており、グラビア印刷特有の印刷欠点として、ドクター筋や色ムラ、絵柄と同色系の欠点、あるいは印刷ではなくフィルムに起因するフィッシュアイなどの検出に役立っている。ここで使われるカメラは、対象となるフィルム基材が広幅であること、細かな欠点の検出に有効であること、照明の当て方に工夫がいくことなどの理由から、ラインカメラが使用されている。これは、同社に限らず他社の検査装置でも同様だ。

印刷面検査装置は、印刷物の欠陥を食品包装などの最終製品として流出させないための必須の装置だが、実際に使用している現場からは、「致命的欠点が発生してしまいクレームとなってしまった」「検査装置で欠点らしきものは検出するが、検品工程で、実物を確認して判断しなければならない。検査装置があるが故に、余計な労力や時間がかかってしまう」「良品箇所とすべきか、不良品箇所とすべきかの判断が人によってばらついてしまう」という声が上がっていた。

こうした不満は、欠点として撮影された画像の不鮮明さに起因する。「欠点を検出しても、

すべてが NG という訳ではない。最終的にはオペレーターや職長が良品か不良品かを判断し、NG 欠点のみ、後工程の巻替検品機でその部分をカットして、繋ぎ直すということが行われている。欠点として撮影された画像が不鮮明であれば、人によって判断が異なり、本当に除去しなければならないものが見逃されてしまうことになってしまう」(ヒューテック)。



巻替検品機に取り付けられた欠点視認装置（上部の黒いユニット）

グラビア印刷機の稼働率は、多品種小ロット生産の常態化により、ジョブチェンジに時間が取られるため 4 割程にとどまっている。そこに、印刷面検査に伴う労力を割かなければならないとなると、会社全体の稼ぐ力が損なわれかねない。

印刷面検査装置の下流に設置

そこで、ヒューテックが投入したのが『欠点視認装置』だ。これは、ウェブの全幅を撮影できるように、カメラを複数台並べ、LED 光源を最適に配置した一体型のユニットで、EasyMax.GS+、または EasyMax.GS の下流の 2.4 ～ 3m 地点に設置し、印刷面検査が捉えた欠点を、再度、鮮明な画像に撮り直すものだ。印刷面検査装置と連動することで、印刷面検査装置の電源を入れると自動で立ち上がり、撮影した画像は、印刷面検査装置のモニター上に表示できる。単純に印刷面検査装置のラインカメラの解像度を上げてはどうかとも思ってしまうが、そうすると、必要以上に小さな欠点まで検出し、装置にも、その後の検品工程にも負荷がかかってしまうので、まずは印刷面検査装置で欠点を拾った後に、欠点視認装置で再度拾い直す方が合理的と言える。

欠点視認装置は、軟包装グラビア印刷向けに、印刷面検査装置のオプションとして、サイズ W1660 × D159.4 × H343mm（反射板架台を除く）の対応ウェブ幅 1220mm、

サイズ W1965 × D159.4 × H343mm（同）の対応ウェブ幅 1524mm の 2 タイプを標準で取り揃えている。

印刷面検査装置と欠点視認装置の画像比較

“百聞は一見に如かず”なので、印刷面検査装置と欠点視認装置の画像を比較してみよう。欠点画像はヒューテックより提供。

【重大欠点例 1 虫】

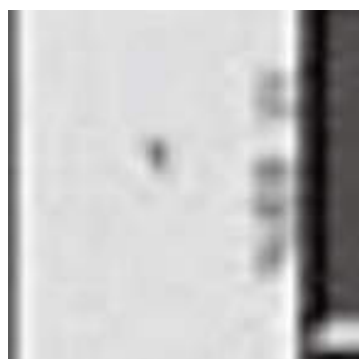


EasyMax.GS + の撮影画像では判断が分かれる

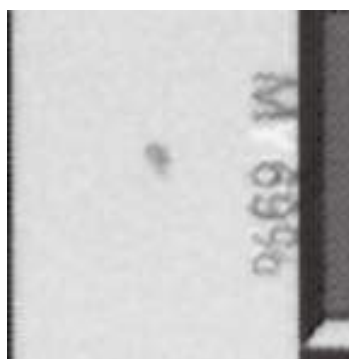


欠点視認装置でははっきりと虫（左からサイズ 0.8 × 1.6mm, 2.3 × 1.8mm, 1.5 × 1.5mm）だと分かる

【欠点例 1 インキ飛び】



EasyMax.GS + の撮影画像



欠点視認装置での撮影画像。実際のモニターではインキ飛びの箇所がカラー表示される

【欠点例 2 抜け】



EasyMax.GS +の撮影画像



欠点視認装置での撮影画像（サイズ左 1.6 × 1.6mm、右 0.8 × 1.3mm）

フィルム、蒸着フィルム、アルミ箔の印刷物、ラミネートにも

開発に携わった、開発部システム 1 課の藤原力哉課長によると、企画としては 2022 年初旬から下準備を行い、実際の開発期間は半年ぐらいで製品にまで作り込んだという。

「以前から検査工程の大変さについてはお声をいただいていたが、今回の開発に際し、改めてどのような欠点が見えにくいのか、どれくらいの手間がかかっているのかについてヒアリングをさせていただき、製品スペックに落とし込みました」。開発品の検証は、巻取検品機のある第 2 本社で行っていた。軟包装コンバーターに欠点を散りばめた印刷ロールを作ってもらい、虫や異物は、本社のある香川で採取したものを持参し、貼り付け、鮮明な画像が取れるかどうかを確認。LED 照明も、発光制御を含め自前で作製、最適な撮影条件が得られるよう配置している。フィルム、蒸着フィルム、アルミ箔、紙などの印刷



第 2 本社で説明・実演を行ってくれた（左より）アカウントマネジメント 2 課の多田亮平課長、アカウントマネジメント 1 課の宮本圭輔課長、同大沢佑樹エキスパート、本社開発部システム 1 課の藤原力哉課長

物、あるいはラミネート後の印刷面の鮮明画像による判定にも使える。

記者は、軟包装の印刷現場から、「検査装置メーカーのために仕事をしているようで、本来の印刷の仕事とはほど遠い」との皮肉をよく聞かされていたが、欠点視認装置は、検査装置があるが故の無駄をどうするのか、と投げかけに対する検査装置メーカーとしての提案の1つとも言える。印刷欠点検査装置が重大欠点を検出するたびにピーピー警戒音が発せられ、その都度、ベテランがモニター画面をのぞき込みにやってきて良・不良を判定したり、現場によっては、印刷欠点検査装置に専従作業員が張り付いているところもあり、人手不足が深刻化する現場では、経営課題として浮かび上がっている。現場作業負荷を軽減する、本来あるべき姿の欠点検出装置に一步近づくことを願う。

「コンバーテック」2023年10月号17～19頁より転載

i Information

帝国データバンク、年間の値上げ1.5万品目前後、緩やかな値上げペース続く

(株)帝国データバンクは、2024年3月以降の食品値上げの動向と展望・見通しについて、主要な食品メーカー195社における、2月29日(木)午前9時時点の調査結果を公表した。

それによると、家庭用を中心とした3月の飲食料品値上げは728品目、値上げ1回当たりの平均値上げ率は月平均約17%となった。前年同月の3503品目に比べると8割減と大幅に少ない水準で推移した。2024年通年の値上げ品目数は6月までの累計で5911品目、年間の平均値上げ率は19%に達した。

2024年前半の主な値上げの要因については、多くの食品分野で23年中のコスト増加分に加え、人件費や物流費の増加、円安水準の長期化などが挙げられる。

また、原材料高に伴う値上げにも再燃の兆しが見られる。2024年1～6月間における原材料高由来の値上げは品目数ベースで88.1%と前年同期に比べて低下したが、トマトやオレンジ、カカオ豆など局所的な価格高

騰が続く原材料もあり、ケチャップやジュース、チョコレートなど関連する食品群では引き続き値上げの機運が高まる。足元では、コショウなどスパイス製品、大豆、畜肉製品などが価格上昇や高止まり傾向で、早ければ5月以降、調味料類を中心にまとまった値上げが発生する可能性がある。

産業用資材やトイレットペーパーなどの家庭紙・日用品分野では、「2024年問題」に対応した値上げが広がっている。今後、食品分野でも多方面に及ぶコスト増加分を価格へ転嫁する、持続的な値上げヘシフトするが注目される。

消費者の購買力低下などを背景に多品目かつ大幅な値上げには慎重さも見られるものの、円安の影響による輸入コスト増といった原材料以外のコスト高騰分を積極的に販売価格へ転嫁する動きが浸透している。2024年の値上げは最大1.5万品目前後、月平均で1000～2000品目前後の緩やかな値上げペースが続くと想定される。

官 印 省 略
20240110中第2号
令和6年1月11日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣 齋藤 健

令和6年能登半島地震の影響を受けている下請中小企業との取引に
関する配慮について

令和6年能登半島地震の発生に伴う取引上の影響は、被災地域と取引のある全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。

過去の大規模災害発生時においても、下請事業者からは、下請事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来の取引先から発注が受けられなくなった等の相談が寄せられたところです。

貴団体におかれましては、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対する取引上の影響を最小限とするため、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項について周知徹底を図るなど適切な措置を講じていただくよう要請いたします。

記

1. 親事業者においては、今回の地震に伴い、下請事業者に一方的に負担を押しつけることがないようにすること（参考を参照のこと）
2. 親事業者においては、今回の地震によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

以上

(参考)

災害発生時における、受領拒否や返品など取引上の問題に対する、独占禁止法^{注1}及び下請法^{注2}における考え方について、公正取引委員会が東日本大震災時に取りまとめているので以下をご参照ください。

注1 独占禁止法：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

注2 下請法：下請代金支払遅延等防止法

【東日本大震災に関連する Q&A（公正取引委員会ホームページ）】

<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23jishinga.html>

問 1

震災後、生活物資等の流通が滞っていることに伴い、商品等の販売価格が上昇しているようですが、独占禁止法上の問題はないですか。

答

今次の震災により、東北・関東地区における生産活動及び物流機能が大きな被害を受け、生活必需品を含め物資の供給に支障が生じています。今後、こうした事態に便乗して生活必需品等の物資に関して価格カルテル等の独占禁止法違反行為による不当な価格引上げが行われることがあれば問題となりますので、公正取引委員会としては、そのような行為がないかどうか監視してまいります。

問 2

今次の震災による物資の不足を受けて、事業者が共同して又は事業者団体が、顧客 1 人当たりの販売個数を調整したり決定したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災地に優先的に物資が供給されるようにする、顧客に物資が広く行き渡るようにするといった緊急の対応として専ら行われるものであって、物資の不足が深刻な期間及び地域において実施されるものであれば、独占禁止法上問題となるものではありません。一方、そのような調整を、著しい物資の不足が解消された後になっても続ける場合には、独占禁止法上の問題が生じますので、御注意ください。

問 3

大規模小売業者が、納入業者に対して、被災したスーパーの原状回復や再陳列作業への協力を要請することは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となりますか。

答

被災者の生活の糧を供給する拠点となる大規模小売業者の営業が迅速に開始されることは、被災地の復興や被災者の生活支援にも資するものであり、大規模小売業者と納入業者との間で協議が行われた結果、被災した大規模小売業者の原状回復や再陳列作業への協力を行うことになったとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかしながら、震災を口実として大規模小売業者が納入業者に対し、不当に不利益を与えることとなるような場合には、独占禁止法上の問題が生じ得ますので、御注意ください。

問 4

親事業者が被災し、工場等が滅失するなどして親事業者を受領能力がないことを理由に、受領拒否することは下請法上問題となりますか。

答

下請事業者には責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、下請法上問題となりますので、代替的な工場での受領の可能性も含め、親事業者は可能な限り受領する手段を講ずる必要があります。しかしながら、親事業者が被災し、工場等が滅失するなどして、客観的にみて当初定めた納期に受領することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、相当期間納期を延ばすこととなったときには、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。

なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問 5

仕事を失った被災者を地域でなるべく多く従業員として受け入れたい。その際、関係事業者が共同して、又は事業者団体が、賃金、労働時間等について調整したり決定することは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災者をどのような条件で雇用するかという雇用契約上の問題ですので、労働関係法令上の考慮の必要性は別として、独占禁止法上は問題となるものではありません。

問 6

親事業者が、風評に基づき受領拒否や返品を行うことは、下請法上問題ないですか。

答

下請事業者には責任がある場合を除き、親事業者が、発注した商品の受領を拒むことや一旦受領した後にその商品を引き取らせることは、下請法上問題となります。個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することになりますが、例えば、震災の被害を受けた原子力発電所の所在する県と同一の県に下請事業者が所在することを専らの理由として、親事業者が下請事業者の納入した商品の受領を拒むことや一旦商品を受領した後にその商品を引き取らせることは、下請法違反となるおそれがありますので御注意ください。

問 7

自社の工場が被災し、操業開始のめどが立っていない。また、製品の在庫も尽きつつある。顧客への供給を確保するため、当該製品を生産している競争事業者に自社に代わって顧客に供給してもらったり、生産を委託したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災によって自社の供給能力が喪失又は減少した場合に、自社の供給能力が復旧するまでの間、顧客への供給を確保するために必要な範囲で、競争事業者に代替供給を行ってもらったりや生産委託を行うことは、独占禁止法上問題となるものではありません。ただし、代替供給等を契機に、複数の事業者間で相互に価格や供給量等について制限することは問題となりますので、御注意ください。

問 8

震災の影響により、下請事業者が親事業者から預かっていた物品が破損したことを理由として、親事業者が損害賠償請求として金銭を下請代金から差し引くことは、下請法上問題となりますか。

答

親事業者が、下請事業者には責任がないのに、下請代金の減額を行うことは、下請法上問題となります。したがって、震災の影響により親事業者から預かっていた物品が破損したとしても、通常、下請事業者には責任があるとはいえず、親事業者が震災による損害額を下請代金から減額することは、下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。

問 9

親事業者は部品 A と部品 B によって商品 C を製造しており、部品 B については下請事業者に製造を発注している場合、被災により部品 A が手に入らなくなったことを理由に、下請事業者が発注していた部品 B の受領を拒否することは、下請法上問題となりますか。

答

個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、下請事業者には責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、下請法上問題となりますので御注意ください。

問 10

親事業者の保管施設が被災したことにより、下請事業者が納品しようとした商品をその下請事業者には保管させ、倉庫代等の追加費用が発生した場合、当該費用を下請事業者には負担をさせることは、下請法上問題となりますか。

答

下請事業者に対し、親事業者が支払うべき費用を負担させることは、不当な経済上の利益提供要請として下請法上問題となりますので、親事業者が追加費用を負担する必要があります。しかしながら、親事業者が被災し、客観的にみて震災の影響により発生した追加費用を直ちに負担することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、一時的に下請事業者が費用の一部を負担するときは、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。

なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問 11

震災の影響により生産・調達コストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、親事業者が従来の単価を据え置くことは下請法上問題となりますか。

答

御指摘の生産・調達コストが大幅に上昇するなど震災の影響による単価の引上げについては、親事業者と下請事業者との間で十分協議を行って決定することが望まれます。個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、例えば、震災の影響により下請事業者のコストが通常が発注に比べて大幅に増加するような発注にもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、通常が発注をした場合の単価と同一の単価に一方的に据え置くことは、買ったたきとして下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。